

交通違反・事故にかかる処分等について

北海道社会福祉事業団職員に係るこのことについて、「職員賞罰及び賠償審査委員会」における審議の参考にするため、北海道職員に対する取扱いを参考にして次のとおり定める。

(処分の基準)

第1 職員による交通事故(違反を含む)についての懲戒処分等は、別表を参考にする。

(処分の加重・軽減)

第2 次の場合には、別表にかかわらず、その処分を加重又は軽減することができる。

1 加重する場合

- (1) 管理監督者の事故の場合
- (2) 事業団車の業務外使用の場合
- (3) 過去3年以内に事故歴のある場合
- (4) 事故・違反を速やかに自己申告せず、後に発覚した場合

2 軽減する場合

- (1) 相手の過失の度合いが大きい場合
- (2) 過去3年以内無事故無違反の場合
- (3) 勤務成績良好な場合

(事業団車の事故に係る管理監督者の処分等)

第3 管理監督者、運行管理者及び運行管理事務主任の懲戒処分等は、原則として次の場合に行う。

- 1 事業団車の業務外使用を認めた場合
- 2 道路交通法第65条第2項(運転手に酒を提供し、又は酒をすすめてはならない。)に違反した場合
- 3 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等)に違反した場合
- 4 交通三悪(飲酒、無免許、速度違反「速度30km以上超過」)及び死亡事故に係る場合

(自家用自動車による私用中の事故)

第4 自家用自動車による私用中の事故(違反を含む。)に係る懲戒処分等は、原則として次の場合に行う。

なお、交通三悪及び死亡事故に係るときは、管理監督者の立場にある職員についても懲戒処分等の措置を行うことができる。

- 1 交通三悪、ひき逃げ及びあて逃げの場合
- 2 死亡事故に係る場合
- 3 重傷事故で加害の程度が甚大な場合
- 4 その他悪質で社会的信頼をそこなう行為があった場合

(その他)

第5 その他この取り扱いにより難しい場合は、その都度、職員賞罰及び賠償審査委員会において審議する。

附則

この取扱いは、平成13年12月28日から施行する。

この取扱いは、平成21年10月1日一部改正する。

この取扱いは、平成27年6月1日一部改正する。

〔別表〕

交通違反・事故に係る処分の基準

違反等の内容	処分の内容		
	違反者 事故者	管理監督者	
		事業団車	私用車
◎速度超過違反			
○30 k m/h～44 k m/h	戒告	訓告以下	
☆加算有	減給		
○45 k m/h～49 k m/h	減給	訓告以下	
☆加算有	停職1月		
○50 k m/h～	停職1月	訓告以下	訓告以下
○74 k m/h～	停職3月	訓告以下	訓告以下
◎飲酒運転			
○酒酔い運転	解雇	減給以下	戒告以下
○酒気帯運転	解雇又は停職	減給以下	戒告以下
重大な人身事故、又は事故後の措置を怠った職員	解雇	減給以下	戒告以下
飲酒運転で上記に準じる事故又は違反等を起こした職員	解雇	減給以下	戒告以下
飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員	解雇又は停職	減給以下	戒告以下
◎無免許運転			
○無免許運転	解雇又は停職	減給以下	戒告以下
重大な人身事故、又は事故後の措置を怠った職員	解雇	減給以下	戒告以下
無免許運転で上記に準じる事故又は違反等を起こした職員	解雇	減給以下	戒告以下
無免許運転をした職員に対し、車両を提供し、若しくは職員の無免許を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員	解雇又は停職	減給以下	戒告以下
◎加害事故			
○事業団車			
死亡又は重篤な傷害を負わせた職員	解雇、停職又は減給	減給以下	戒告以下
物損軽微、人身軽傷	厳重注意		
○私用車			
死亡又は重篤な傷害を負わせた職員	停職又は減給	減給以下	戒告以下
物損軽微、人身軽傷	不問		

※ 加害事故の重篤傷害は全治1月以上、軽傷は全治1月未満

※ 減給の額は、労働基準法第12条の規定により算出した金額の2分の1とする。

※ 戒告、減給、停職の処分を受けたときは、給与規程細則第2条2、(2)、イの規定により昇給を延伸する。

【参考～飲酒運転】

道路交通法(最終改正：平成21年4月24日法律第21号)第65条第1項等における飲酒運転の区分、基準値、違反点数及び刑事罰

区分	基準値(注1)	違反点数	刑事罰
酒気帯運転	0.15mg以上	1 3	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	0.25mg以上	2 5	
酒酔い運転	(注2)	3 5	5年以下の懲役または100万円以下の罰金

(注1)アルコール濃度が、呼気1リットル当たりのミリグラム数。

(注2)酒酔い運転は「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であって、これは警察側の方が総合的に判断する。

※ 飲酒運転については警察の行政処分結果により、違反の内容を確認する。

管理監督者の処分の基準

違反者・事故者		管理監督者の処分		
対象職	処分	課長	部長	施設長
一般職員 (主査含)	免職	減給	減給	戒告
	停職	戒告	戒告	厳重注意
	減給	厳重注意	厳重注意	—
	戒告	口頭注意	口頭注意	—
対象職	処分	部長	施設長	
課長職	免職	減給	減給	
	停職	戒告	戒告	
	減給	厳重注意	厳重注意	
	戒告	口頭注意	口頭注意	
対象職	処分	施設長	—	
部長職	免職	減給	—	
	停職	戒告	—	
	減給	厳重注意	—	
	戒告	口頭注意	—	
対象職	処分	専務理事	理事長	
施設長職	免職	減給	減給	
	停職	戒告	戒告	
	減給	厳重注意	—	
	戒告	口頭注意	—	

※管理監督責任は、課長以上の管理職を対象とする。

※厳重注意＝文書による厳重注意